



## 時短・外出自粛等により影響を受けた道内事業者の皆様への 道特別支援金の給付について

道では時短営業に協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、経済的な影響を受ける事業者の皆さんに支援金を給付します。

**【対象】** 要件1と要件2の両方に該当する事業者

### 要件1

#### ①時短対象飲食店等※との取引がある事業者

【農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定】

※時短対象飲食店等：2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となっている事業者

#### ②外出・往来自粛要請等による影響を受けた事業者

【旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市以外や昼間営業の飲食店など人流減少の影響を受けた事業者を想定】

※①、②ともに次のいずれかに掲げる事業者は、対象となりません

- ・公共法人、政治団体、性風俗特殊営業等
- ・2020年11月以降に道の時短・休業要請等の対象となっていた飲食店等
- ・国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」受給者

### 要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上高が対前年同月比50%以上減少していること

**【給付額】** 法人：20万円 個人事業者等：10万円

### 【申請の流れ】

申請受付は2021年4月上旬に開始予定

- ①申請書類を入手（道庁ホームページからダウンロードまたは、（総合）振興局や道内各市町村で配付）
- ②申請書類の準備及び作成（申請書、確定申告書、対象月の売上台帳など）
- ③申請書類の提出（ホームページから必要事項の入力及び資料の添付または、事務局へ郵送）
- ④書面審査（事務局）
- ⑤事業実態等を個別に確認（事務局）
- ⑥（必要がある場合）事務局からの問合せに回答
- ⑦給付決定（審査完了後メールや郵送で個別に通知、申請書記載の銀行口座に振込）
- ⑧支援金の受領（確定申告の対象となり得ます）

問合せ 商工観光課 商工労政グループ

☎21-2125



## 新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！！

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話にご注意ください。

ワクチン接種は全額公費負担となりますので、国などの行政機関からワクチン接種のために金銭や個人情報を電話やメールで求めることはありません。困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン「188」へご相談ください。

問合せ 福祉課 福祉グループ

☎21-2120



## 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見をなくしましょう！！

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した人やその家族、治療にあっている医療従事者やその家族等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷などがおきています。

新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別やいじめなどの人権侵害はあってはならないことです。一人一人がお互いを思いやり、正しい情報に基づき、冷静な対応と行動をお願いします。

### 新型コロナウイルス人権相談窓口

電話 011-206-0497（受付時間 平日午前9時～午後5時）

メール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

問合せ 福祉課 福祉グループ

☎21-2120